荻 誠輝	阿蘇郡産山村大字山鹿 683 番地	阿蘇警察署管轄区域
金森 孝治	阿蘇市赤水 797 番地	"
坂梨 智信	阿蘇市三久保 4423 番地	"
松川シズノ	阿蘇市小里 140 番地	"
上村 昭進	上益城郡山都町馬見原 58 番地 10	山都警察管轄区域
坂田 弘明	上益城郡山都町大字田吉 867 番地	"
下田 秋生	上益城郡山都町大字下馬尾 91 番地	"
田上 徳義	上益城郡山都町大字下馬尾 175 番地 2	"

熊本県公安委員会告示第6号

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 6 号 (道路交通法第 94 条、第 101 条、第 101 条の 2、第 101 条の 2、第 104 条の 4 及び第 107 条の 7 に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。平成 17 年 2 月 11 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1の(5)の表中「一の宮」を「阿蘇に改める。

熊本県公安委員会告示第7号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成17年の2月11日から施行する。

平成 17 年 2 月 11 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1の表一の宮警察署の項を次のように改める。

・の宮町三 宮町宮地 証町、小池、
町、小池、
man I I I I I I
逐野大字新

1 の表高森警察署馬見原駐在所の項を削り、同表矢部警察署の項を次のように改める。山 管轄署上益城郡山都町入佐、畑、田吉、長原、犬飼、新小、白藤、城原、城平、杉木

Ш	官特者	上盆城郡	田都町入佐、畑、田吉、長原、入則、新小、日膝、城原、城平、杉木、
都	所在地	山都町	上寺、市原、山田、芦屋田、長田、南田、千滝、下馬尾、浜町、下
警		浜町	市
察	中島	同	山都町北中島、金内、田小野、原、島木
署	駐在所	同	
		北中島	
	白小野	同	山都町菅、目丸、津留、牧野、白小野、荒谷、万坂、藤木、勢井、猿
	駐在所	同	渡、柚木、三ケ、葛原
		白小野	
	下名連石	同	山都町上川井野、成君、川野、田所、下川井野、男成、野尻、小笹、
	駐在所	同	麻山、下名連石、御所、黒川
		下名連石	
	清和	同	山都町大平、鶴ケ田、川口、井無田、郷野原、高月、安方、仏原、米
	駐在所	同	生、須原、小峰、貫原、小中竹、木原谷、緑川、尾野尻、鎌野、市
		米生	の原、仮屋
1			

馬見原	同	山都町長崎、馬見原、滝上、神ノ前、白石、大野、方ケ野、柳井原、
駐在所	同	塩原、菅尾、塩出迫、米迫、今、八木、花上、柏、二瀬本、橘、下
	馬見原	山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、二津留、
		上差尾

1 の表備考中「平成 17 年 1 月 15 日」を「平成 17 年 2 月 11 日」に改める。

2の表一の宮警察署の項中「一の宮警察署」を「阿蘇警察署」に、 阿蘇町 を 阿蘇町」 黒川 に改める。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 2 月 11 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 降 横

熊本県人事委員会規則第2号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表市町村の表中鹿北町、菊鹿町、鹿本町及び鹿央町の項を削り、同表中「植木町」を 「(鹿本郡) 植木町」に改める。

別表一部事務組合の表中松橋不知火下水道組合及び鹿央町山鹿市中学校組合の項を削り、宇城七か町清掃施設組合の項中「宇城七か町清掃施設組合」を「宇城広域清掃施設組合」に、山鹿鹿本広域行政事務組合の項中「山鹿鹿本広域行政事務組合」を「山鹿植木広域行政事務組合」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 17 年 2 月 11 日

熊本県人事委員会委員長 松

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則 能本県職員等の給料日額の調整額に関する規則(昭和 22 年能本県人裏委員会

熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「一の宮警察署阿蘇山上警備派出所」を「阿蘇警察署阿蘇山上警備派出所」に改める。

附 則

この規則は、平成17年2月11日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年2月11日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

尾隆

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則 (昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の部中「阿蘇郡阿蘇町」を「阿蘇市西湯浦」に、| 阿蘇郡波野村 | 農 球磨郡五木村 | 球

政課波野村派遣 磨地域振興局川辺川ダム生活再建相談所 」を「 | 球磨郡五木村 | 球磨地域振興局川辺川ダム 生活再建相談所 | 」に改め、同表警察の部中「阿蘇郡阿蘇町」を「阿蘇市黒川」に、「阿 蘇郡波野村」を「阿蘇市波野」に、 | 阿蘇郡蘇陽町 | 馬見原駐在所 | を | 上益城郡山都 上益城郡矢部町 | 下名連石駐在所 | と | 上益城郡山都

町 | 下名連石駐在所 | に、「上益城郡清和村」を「上益城郡山都町」に改める。町 | 馬見原駐在所 |

附則

この規則は、平成17年2月11日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年2月11日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 棱

熊本県人事委員会規則第5号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県へき地手当等に関する規則(平成6年熊本県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1小学校の部阿蘇教育事務所の項中 | 草部南部小学校 | を「| 草部南部小学校 | 」に

改め、同部上益城教育事務所の項中「|袴野小学校|」を 横野小学校 に改め、同表学 蘇陽小学校 |

校給食法第5条の2に規定する施設の部阿蘇教育事務所の項中「波野村小中学校給食センター」を「波野学校給食センター」に改める。

別表第2小学校の部阿蘇教育事務所の項中「北里小学校 馬見原小学校 大野小学校」を「北里小学校」に改め、同部上益城教育事務所の項中「下名連石小学校」を「下名連石小学校」に改め、同表中学校の部中「阿蘇教育事務所」を「上益城教育事務所」に改め、同表学校給食法第5条の2に規定する施設の部天草教育事務所の項中「教良木小中学校給食共同調理場」を「教良木共同調理場」に、「龍ヶ岳町学校給食高戸共同調理場」を「高戸共同調理場」に改める。

別表第3小学校の部中

阿蘇教育事務所

菅尾小学校 中原小学校

阿蘇教育事務所

上益城教育事務所

中原小学校 菅尾小学校

に改め、同表学校給食法第5条の2に規定する施設の部天草教育事務所の項

中「維和学校共同調理場」を「維和共同調理場」に改める。

附則

この規則は、平成17年2月11日から施行し、別表第2及び別表第3の学校給食法第5条の2に規定する施設の部の改正規定は平成16年3月31日から適用する。